各 { 探健所設置市 特 別 区 衛生主管部(局) 御中

> 厚生労働省新型コロナウイルス感染症 対策推進本部

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について

新型コロナウイルス感染症専門家会議の議論を踏まえ、一般の方々に向けた新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安については、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について」(令和2年2月17日各都道府県衛生主管部(局)宛健康局結核感染症課事務連絡)により周知したところです。

同周知の考え方について下記のとおり補足いたしますので、内容を御了知いただきますようお願いいたします。

記

- 帰国者・接触者相談センターに御相談いただく目安として、「風邪の症状や37.5 度以上の発熱が4日以上続く方」「強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方」を挙げていますが、両方の条件がそろわないと相談できないと受け止められているのではないかとの声もあります。これら2条件がともにそろった方ではなく、どちらかの条件にあてはまる方には、帰国者・接触者相談センターまで御相談いただき、帰国者・接触者外来への受診調整を行う等の対応をお願いします。
- また、目安では「風邪の症状や37.5度以上の発熱」のある方については「4日以上」となっているので、「強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)」のある方についても、4日以上続くことが必要と受け止められているのではないかとの声もあります。「強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)」のある方には、直ちに帰国者・接触者相談センターまで御相談いただき、帰国者・接触者外来への受診調整を行う等の対応をお願いします。
- 「高齢者」などの重症化しやすい方々については、「2日程度続く場合には、帰国者・接触者相談センターに御相談」としています。これは2日程度続くまで待っていただきたいという趣旨ではないので、たとえ2日程度続いていなくても、相談のあった状況に応じて柔軟な対応をお願いします。

○ なお、「「帰国者・接触者相談センター」における「帰国者・接触者外来」への受診調整に係る留意事項について」(令和2年3月13日各都道府県衛生主管部(局)宛厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)でお知らせしたとおり、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」の運用に際しては、一律に相談の目安を適用するのではなく、その方の状況を踏まえ柔軟に判断し、「帰国者・接触者外来」の連絡先等を伝達いただくなどの運用を行っていただくようお願いします。